

令和7年度練馬区立こどもの森緑地運営業務委託にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「令和7年度練馬区立こどもの森緑地運営業務委託」についての最適な事業者の選定を、プロポーザル方式（価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行う方式）で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 令和7年度練馬区立こどもの森緑地運営業務委託
- (2) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
※ただし、成績評価を行った結果、良好であると評価された場合、最長3年（更新2回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所 練馬区立こどもの森緑地（練馬区羽沢二丁目32番7号）
- (4) 業務内容 仕様書（別紙1）による
※本件は、練馬区立こどもの森緑地の拡張に関する業務は含まない。ただし、拡張に向けた来園者の意見聴取等の関連業務を行う場合は、別途協議を行うこと。
- (5) 概算経費 33,476,000円（税込）
※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。
※本件については、令和7年第一回練馬区議会定例会において令和7年度予算が成立し、配当されたときに効力を生ずるものとする。

3 施設概要

- (1) 名称 練馬区立こどもの森緑地
- (2) 所在地 練馬区羽沢二丁目32番7号
- (3) 敷地面積 3,663.00㎡
- (4) 開園時間 3月から9月まで 午前9時から午後5時まで
10月から翌年2月まで 午前9時から午後4時30分まで
- (5) 休園日 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (6) 主な施設 トイレ1箇所（床面積7㎡）、管理棟1箇所（床面積16㎡）、複合遊具1基
- (7) 主な植栽 高木 キウイ棚、ウメ、クリ、コブシ等
低木 クチナシ、ジンチョウゲ等
- (8) 年間来園者数 令和5年度 29,922人
令和4年度 34,347人
令和3年度 39,398人

4 参加資格および欠格条項

4-1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 共同企業体（以下「JV」という。）として申し込む場合は、構成員のいずれかが競争入札参加資格を有していること。

4-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む。）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

5 選定方法

5-1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和6年11月6日(水)～12月6日(金)
参加申込書および質問受付期間	令和6年11月6日(水)～11月15日(金)
質問回答日	令和6年11月22日(金)
提案書受付期間	令和6年11月25日(月)～12月6日(金)
一次審査結果通知	令和6年12月13日(金)
二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和6年12月23日(月)
二次審査結果通知	令和7年1月下旬

5-2 募集要領等の公表

練馬区ウェブサイトにて、募集要領等を掲載（様式等のダウンロード可）する。

- (1) 公表期間 令和6年11月6日(水)～12月6日(金)
- (2) 掲載箇所 トップページ>事業者向け>事業者向け情報>お知らせ一覧（事業者向け）

5-3 施設見学

現地施設の見学を希望される方は（見学は応募の必須条件ではない）、施設の開園時間内は自由に見学できます。見学希望日の前日（土日祝休日除く）の9時から17時までに、練馬区環境部みどり推進課施設係（電話 03-5984-1664）へ連絡すること。

※ 駐車場はないため公共交通機関をご利用のうえお越してください。

5-4 応募方法

参加を希望するものは、参加申込書（様式1）を下記のとおり提出すること。

JVとして申し込む場合は、協定書（自由書式）を合わせて提出すること。

- (1) 提出方法 電子メールまたはFAX
- (2) 受付期間 令和6年11月6日(水)～11月15日(金)
- (3) 提出先 練馬区環境部みどり推進課施設係
電子メール: MIDORISUISIN07@city.nerima.tokyo.jp FAX:03-5984-1227
- (4) 提出書類 参加申込書（様式1） 1部

5-5 質問回答

募集に関する質問は質問票（様式2）に内容を簡潔に記入の上、下記のとおり行うこと。

- (1) 質問方法 件名・事業者名・担当者名・電話番号を記載の上、電子メールまたはFAXで送付すること。
- (2) 質問期間 令和6年11月6日(水)～11月15日(金)
※参加申込のない者からの質問および期間外の質問は受け付けない。
- (3) 担当部課 練馬区環境部みどり推進課施設係 佐々木・坂本
電子メール: MIDORISUISIN07@city.nerima.tokyo.jp FAX:03-5984-1227
- (4) 回答方法 令和6年11月22日(金)に参加表明者全員に質問者の情報を伏せて電子メールまたはFAXで回答する。

5-6 辞退

参加申込後の辞退については、辞退届（様式3）をもって12月6日(金)までに届け出ること。提出先は5-4(3)のとおり。

5-7 提案書の提出

参加を希望する者は、下記のとおり提案書等の提出をすること。

- (1) 受付期間 令和6年11月25日(月)～12月6日(金)の午前9時から午後5時まで
(土日曜を除く)
- (2) 提出方法 提出場所に持参すること（郵送は不可とする。）。)
- (3) 提出場所 練馬区役所本庁舎18階 練馬区環境部みどり推進課施設係
- (4) 提出書類 つぎの書類を提出すること。

	提出書類	原本 もしくは 正本	写し
1	<p>企画提案書（任意様式。ただし、一部様式含む。） 以下の記載項目の内容にて作成すること。 A4換算（A3判折り可、両面印刷可）20頁以内（表紙、目次含む） とし、記載項目ごとにインデックスを付けること。</p> <p>【記載項目】</p> <p>（1）運営業務全般についての考え方 （2）業務実施体制：人員配置、年間スケジュール、再委託業務の有無、ボランティア導入の有無、賠償責任保険の加入の有無を含む。 （3）緊急時連絡体制：危機対応の考え方を含む。 （4）研修体制 （5）イベントの考え方：子どもの体験イベントの計画内容について具体的に記載すること。 （6）資料の管理および取扱いに関する考え方 （7）広報業務計画 （8）区民雇用の促進、区内事業者の活用についての取り組み （9）地域貢献、社会貢献、環境配慮についての取り組み （10）その他（任意）：業務実施における特徴的な取り組み等</p>	1部	7部
2	<p>実績・取組に関する書類（様式4「受託実績報告書」によること） （1）冒険あそび場（プレーパーク）の業務実績 （2）こどもの遊び等健全育成に関する施設（児童館等）の運営管理の業務実績 従事予定者の経歴（様式5「業務従事予定者一覧表」によること） （1）従事予定者および従事予定者がこれまでに担当した業務実績</p>	1部	7部
3	見積書（練馬区長宛、日付・押印あり、内訳を含む）	1部	7部
4	会社概要（資本金、売上高、従業員数、経営年数、会社組織図を含む。）	1部	-
5	法人税・法人事業税および消費税の納付を証明する書類（写し可・JVの場合は各社）	1部	-
6	直近の決算に係る財務諸表（JVの場合は各社）	1部	-

(5) 注意事項

- ① 提出媒体は紙のみとする。
- ② 原本もしくは正本で構成された1セットと各資料の写しで構成された7セットを左綴じのA4判サイズとすること。また、綴じる順番は上記表の降順とする。
- ③ 受付期間後の企画提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

5-8 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和6年12月13日(金)までに電子メールまたはFAXおよび書面により通知する。

参加資格を満たす者が3者以下だった場合は、一次審査を省略するものとし、その旨を書面により通知する。

5-9 二次審査

一次審査を通過した者について、令和6年12月23日(月)に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から受託候補者を選定する。

選考時間は1者あたり40分程度(プレゼンテーション20分、ヒアリング20分程度)とする。スクリーンおよびプロジェクターの使用を希望する際は事前に申し出ること。

説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、本件特記仕様書に定めるパークマネージャーを含めた3名以内とする。

審査結果は令和7年1月下旬までに電子メールまたはFAXおよび書面により通知する。

5-10 評価項目

評価項目については下表のとおり。

(1) 一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	・事業効率の状況 ・資金力の有無 ・借入金の返済能力の有無 ・経営の安全性
業務実績	・冒険あそび場(プレーパーク)の業務実績 ・こどもの遊び等健全育成に関する施設の運営管理の業務実績
区民雇用の促進・区内事業者の活用	・区民雇用の促進 ・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	・区内に本店を有する
その他	・地域貢献、社会貢献、環境配慮

(2) 二次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	・事業効率の状況 ・資金力の有無 ・借入金の返済能力の有無 ・経営の安全性

業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・冒険あそび場（プレーパーク）の業務実績 ・こどもの遊び等健全育成に関する施設の運営管理の業務実績
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務執行体制、要員配置の妥当性 ・要員の研修体制 ・スケジュールの妥当性 ・個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組
受託への意欲・熱意	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的で独創的な提案の有無
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託目的との整合性 ・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性 ・提案内容の具体性
担当者評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本件を主に担当する者の知識、経験、実績
プレゼンテーション・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・説明、受け答えの的確性、説得力
見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・見積価格の妥当性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・区民雇用の促進 ・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	<ul style="list-style-type: none"> ・区内に本店を有する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献、社会貢献、環境配慮

6 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のもの新たに受託候補者として選定することができる。

JVの場合は構成員のいずれかが上記に当てはまる場合、同様の措置をとるものとする。

7 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙2）に基づき取り扱うものとする。

8 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽

の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。

- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しない、または解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

9 問合せ先・担当

練馬区環境部みどり推進課施設係

住所 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎18階

担当 佐々木・坂本

電話 03-5984-1664 FAX : 03-5984-1227

電子メール MIDORISUISIN07@city.nerima.tokyo.jp